

平成 26 年度安曇野市予算編成方針

1 国の政策と概算要求

【国の政策】

平成 24 年 12 月に誕生した第 2 次安倍内閣は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生を最重点課題とし、経済政策いわゆるアベノミクスとして「財政出動」「金融緩和」「成長戦略」の「3本の矢」を一体的に推進し、名目経済成長率 3% を目指すとした。

こうした経済対策などにより、景気は上向きとなり実質 GDP は、平成 25 年 4~6 月期において年率 3.8% となった。

また、経済財政諮問会議においても「名目及び実質の経済成長率・物価動向等、様々な経済指標を確認したところ景気は緩やかに回復しつつあり、物価の動向を総合してみるとデフレ状況ではなくなりつつある」とした。

そして、安倍内閣総理大臣は、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率を 5% から 8% へ引き上げることを確認し、平成 25 年 10 月 1 日に閣議決定した。

また、同時に消費税率引き上げの経済社会への影響を鑑み、5 兆円規模の「経済対策パッケージ」にも取り組むとした。

【国の概算要求】

平成 26 年度国の概算要求の基本方針は、「中長期の財政計画に沿って民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする」とした。主な要望要求方針は下記のとおり。

なお、平成 26 年度国の概算要求は、消費税率の引き上げが閣議決定される前であったため、社会保障 4 経費の充実などについては、増収分の動向を踏まえ予算編成過程で検討するとしている。

- 1 年金・医療については、自然増（9,900 億円）を加算した範囲以内で要求。
- 2 義務的経費については、前年度予算額と同額を要求。また、聖域を設けることなく抜本的な見直しを行い可能な限り歳出の抑制を図る。
- 3 その他の経費については、前年度予算額の 100 分の 90 の範囲以内で要求。
- 4 予算の重点化を進めるため、緊急経済対策及び平成 25 年度予算の重点である防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化のほか、「日本再興戦略」及び「骨太の方針」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、要望基礎額の 100 分の 30 の範囲以内で要望。

各省庁等から上記に沿って要求された一般会計の概算要求・要望額は「99 兆 2,500 億円」である。

2 安曇野市の取組み

【安曇野市の状況と取組み】

平成25年10月に市長・市議会議員選挙が行われ、今後4年間の安曇野市における行政・議会の体制が決定した。また、新本庁舎完成に伴い平成27年度に本庁機能を移転するため、平成26年度から新たな組織体制へと移行する。

国は「景気は緩やかに回復しつつあり、物価の動向を総合してみるとデフレ状況ではなくなりつつある」としているが、確かな実感はなく、むしろ消費税率の引き上げ後の経済社会の動向が不安視される。

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられることで、必然的に歳出予算は増額傾向となる。また、引き上げに相応して増額交付される予定の地方消費税交付金は、使途の制約や国庫補助金等との整合など不確定な要素が多い。したがって、今後、これらの動向を踏まえ予算編成過程において検討し対応する。

国と同様に安曇野市においても社会保障費の自然増が見込まれ、更に、旧合併特例事業債の活用事業費の増額などにより、平成25年度当初予算を上回る規模となることが予測される。一方、歳入の根幹である税収については、飛躍的な伸びは期待できず地方交付税と共に平成25年度当初予算と同額程度を見込んでいる。

地方債は、本庁舎建設の最終年度となることもあり、平成25年度当初予算を大きく上回るものが予測される。

また、今後の財政運営に大きな影響を及ぼす普通交付税は、現在、合併算定替の措置がとられ、平成25年度算定分では本来の算定方法と比べ28億円余りが加算されている。しかし、平成28年度からは一本算定に向けた減額がはじまり、平成33年度からは本来の算定方法となる（加算なし）。したがって、平成33年度までに28億円相当額の経費削減を行わなければならない、喫緊にして重大な課題である。

こうしたことから、平成26年度の予算要求は、全ての経費について従来 of 計上方法にとられることなく、真に必要とするニーズを見極め、徹底した経費削減を敢行する。また、後期基本計画における重点施策との整合に留意しつつ、施策の優先順位を洗い直し、最少の経費で最大の効果を挙げる市民本位の予算とする。

以上について、全ての職員が認識を一にして、必ず実行に移すこと。

【予算編成の基本方針】

平成26年度当初予算の予算編成にあたり、下記のとおり「基本方針」を定める。

1 重点項目に沿った事務事業の取組み

(1)～(5)までの重点項目について、柔軟な発想と市民福祉の向上を念頭に「何をすべきか」「何ができるか」を考え、積極的に取組む。

2 前例踏襲主義の排除

前例にとられることなく実際に効果があがっているかどうかを十分精査する。従来の計上方法にとられず、ゼロベースで見直す。当初の目的を達成した事業は必ず廃止する。

3 義務的経費の効率化

聖域を設けず、支出の根拠や単価等の根拠を再確認し、徹底した効率化を図る。

4 部内における要求内容の確認及び調整

新組織への移行を踏まえ、各事業の目指すべき方向性を再度確認する。部内努力による、事務事業の効率化や経費削減、相乗効果を図る。

5 行政評価等の的確な反映

行政評価における結果を的確に反映した要求内容とする。

6 実施計画との整合を図る

計画的な財政運営を行うためにも、実施計画に沿った予算要求とする。なお、予算要求にあたり、金額は再度精査すること。

【重点項目】

(1) 活力あふれるまちづくり

企業誘致と産業振興による雇用の創出など「地域を元気にする」

取組み

農業の担い手育成と特産品の販路拡大に向けた取組み

公共施設などを活用した健康増進と癒しの場を創出する取組み

「滞在型観光」をめざす取組み

(2) 健康長寿のまちづくり

健康診断の受診率向上と健康の維持増進を図る実践活動の普及に向けた取組み

老若男女が個々の特性を生かした「生きがい」を創出する取組み

地産地消による安全・安心な食生活に向けた取組み

(3) 豊かな人を育むまちづくり

出産前から就学までの「子育て支援策を強化」する取組み

郷土の伝統・文化などを継承する取組み

国際感覚豊かな人を育てる「子ども育成事業」の取組み

(4) 環境を守り、安全・安心なまちづくり

地下水の保全・涵養及び適正利用の取組み

自助・共助である自主防災組織などの体制強化に向けた取組み

誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた取組み

(5) 協働によるまちづくりと行政サービスの向上

区のあり方を明確にし「自治会への加入促進」を図る取組み

地域の課題解決などのため「地域と行政の連携を強化」する取組み

市民サービスの充実を基本に健全財政を維持するため、経費削減と

事務事業の効率化に向けた取組み